

# 資料編

---

- ◆調布市基本構想（平成24年6月策定）
- ◆調布市基本計画の修正方針（平成26年5月策定）



# 調布市基本構想

～みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布～



## 調布市

この基本構想は、調布市基本構想を地方自治法第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件として定める条例の規定により、平成24年（2012）年6月19日、市議会の議決を経たものです。

## 第1章 策定に当たって

### 第1節 策定の背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらすとともに、原子力発電所の事故と相まって、わたしたちに日々の生活の見直しを迫ることとなりました。防災への意識や備えは十分か、エネルギー利用の在り方は今までどおりでよいのか、家族や地域の絆はいかに在るべきか、大切にすべきものは何かなど、様々な問題について、一人一人の意識や対応が問われています。

振り返れば、我が国は、戦後、飛躍的な経済成長を遂げましたが、その後、少子高齢化の進行、長引く経済の低迷、環境問題その他様々な課題を抱え、変革が求められてきました。また、生活の豊かさだけでなく、心の豊かさなどを求める意識など、人々の価値観は、変わりつつあり、かつ、多様化してきています。

こうした中、調布市のまちは、大きく変わろうとしています。開通から100年にわたって市民の暮らしを支え、まちの発展の原動力となった京王線が、連続立体交差事業により調布駅付近で地下化します。南北市街地の分断が解消され、人の往来や物の流通が活発化するなど、様々な面でまちの一体化が図られ、この基本構想の計画期間において、21世紀の調布のまちの骨格が定まることとなります。市制施行以来、最も大きなこの変貌を機に、駅前広場や鉄道敷地の周辺への都市機能の集積や、ゆとりある空間の確保などの社会資本整備により、求心力を有する快適で魅力あふれる中心市街地を形成するとともに、まち全体の活力と市民生活の質の向上につなげ、だれもが豊かさを実感できるまちづくりを進めていかなければなりません。

また、地方分権改革の進展により、地方自治体は、これまで以上に主体的に責任を持って、独自のまちづくりを進めていくことが求められています。一方、少子高齢化や財政状況等、地方自治体を取り巻く環境は、厳しさを増しています。そのような中で、市民生活を支援し、社会の変化や市民の価値観の多様化などに適切に対応したまちづくりを進めていかなければなりません。

調布市は、これまで自然環境の保全、文化的で豊かなまちづくり、健康で快適な生活、互いに助け合う精神と個人の尊重などをうたった「調布市民憲章（昭和51年）」や、世界の恒久平和と相互理解を掲げた「調布市国際交流平和都市宣言（平成2年）」などに代表される市民のまちづくりへの思いを大切にしながら、4次にわたる基本構想に基づき、総合的かつ計画的なまちづくりを進めています。また、この間、多くの市民が主体的にまちづくりに参加し、高い意識のもとに、行政との協働を実践しています。

まちづくりは、一朝一夕にできるものでも、また、終わりがあるものでもありません。これまで積み重ねてきたまちづくりの成果を継承しつつ、これからの10年を展望し、変革期にふさわしいまちづくりを計画的に進めていかなければなりません。そして、行政や議会をはじめ、市民、NPO（特定非営利活動法人）等の団体、事業者、企業、大学等の多様な主体が連携・協力し、それぞれが主体的な担い手としてまちづくりを進めていくことが重要です。

このような認識に立ち、この基本構想の策定を進めてきました。今後も、市民と行政が適切な役割分担のもと、共に考え、共に力を合わせ、参加と協働を一層高めながら、市民が主役のまちづくりを進め、この基本構想に掲げたまちの将来像の実現に向け、取り組んでいくこととします。

## 第2節 策定の意義・目的

この基本構想の策定に当たっては、市民と市職員等で構成する検討組織として「調布市基本構想策定推進市民会議」を設置し、基本構想の案づくりを協働で進めてきました。さらに、多様な市民参加手法により広範な市民の意見等も得ながら策定作業を行ってきました。

このような過程を経て策定するこの基本構想は、わたしたちのまち調布の、分権型社会におけるこれからの目指すべきまちの将来像を明らかにするものであり、次のような意義・目的を有しています。

### 1 まちづくりの目標を共有する基本構想

平成23年の地方自治法の改正により、市町村は、必ずしも基本構想を策定する必要がなくなりましたが、調布市は、基本構想の策定により、まちの将来像を市民、議会及び行政が共有し、それぞれがお互いの役割を尊重しながら、より一層参加と協働のまちづくりを進めていくこととします。

### 2 まちづくりの指針となる基本構想

この基本構想は、これまで半世紀余にわたり積み上げてきた調布市のまちづくりの成果を引き継ぎつつ、新たなまちの将来像として10年後の目標を定め、その目標に向けた針路を総合的に示すものであり、市政経営における行財政の計画的な運営や個別の施策・事業を推進するうえでの指針となります。

### 第3節 まちづくりの潮流と課題

変化の激しい現代社会において、今後のまちづくりを進めるうえでは、市政を取り巻く社会経済情勢等のまちづくりの潮流を踏まえ、調布のまちの地域課題や市民ニーズに的確に対応していく必要があります。

#### 1 人口構造の変化

日本は既に総人口が減少する一方で、高齢者の人口は年々増加しています。調布市においては、総人口が微増すると見込む中で、年少人口及び生産年齢人口が共に減少傾向に転じているのに対し、老年人口は増加の一途をたどっています。

こうした人口構造の変化は、社会保障関係経費の増大や地域の活力低下など、多方面にわたり大きな影響を及ぼすことが懸念されます。今後も、豊かで活力あるまちとして発展していくためには、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりや、高齢者が生きがいを持って暮らせる社会づくりなど、子どもから高齢者まですべての世代が安心して住み続けられるまちづくりを進めていくことが必要です。

#### 2 都市構造の変化

京王線の地下化による踏切の解消や調布・布田・国領の3駅の駅前広場の整備と各駅を結ぶ鉄道敷地の利用などにより、中心市街地は、大きく変貌しようとしています。また、東京外かく環状道路の整備や調布基地跡地における総合的なスポーツ施設の整備が進められています。

こうした都市構造の変化を捉え、利便性が高く、活気とうるおいのあるまちづくりを進めるとともに、スポーツ文化や新たな地域文化の創造に努めることにより、豊かで魅力あふれるまちを実現する必要があります。

#### 3 安全・安心に対する市民意識の変化

東日本大震災は、調布市の市民生活にも大きな影響を及ぼし、また、首都直下型地震が近い将来において高い確率で発生することも予測される中、災害への備えや対応について市民の意識がより一層高まっています。

いつどこで起きるか分からない災害による被害を最小限に抑えるため、これまで以上に市民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを進める必要があります。

#### 4 景気低迷と市民生活への影響

我が国の経済は、長引く低迷に加え、東日本大震災の影響も相まって、企業業績の悪化や雇用不安の増大など、先行き不透明な状態が続いており、調布市においても市民生活や市内経済に大きな影響が生じています。

そのため、国や東京都、関係機関等との連携により市民生活を支えるセーフティネットを有機的に機能させるとともに、市内経済の活性化に取り組む必要があります。

## 5 深刻化する環境問題

地球温暖化の進行は、将来の人類や環境に危機的な影響を与える可能性があると言われており、温暖化の原因とされる温室効果ガスの削減等の取組は、待ったなしの状況です。また、わたしたちの暮らしにうるおいややすらぎを与える自然環境は、まちの発展や宅地開発などにより失われつつあります。

市内の貴重な自然を将来世代に引き継ぐために、水と緑の保全や緑化を推進するとともに、資源循環型・低炭素社会の形成に向けた取組を市民、事業者及び行政が連携・協力し、実践することが必要となっています。

## 6 地域コミュニティの希薄化

東日本大震災を経験し、わたしたちは、人と人の助け合いや支え合いといった共助の力が重要であることを改めて知らされました。

核家族化や高齢化の進行、価値観や生活様式の多様化などにより、地域への意識が希薄化する中、地域に暮らす人々が主体的に地域の課題を解決していくためにも、地域コミュニティの機能を高めていくことが重要となってきています。

## 7 参加と協働のまちづくり

複雑化かつ多様化する行政課題に柔軟に対応するためには、公共的な課題の解決を行政のみが担うのではなく、様々な主体と協力しながら施策を展開していくことが不可欠です。

調布市では、福祉、環境、防災などの様々な分野で市民や団体などが活発に活動しており、今後も、こうした多様な主体と行政がそれぞれに適切な役割を担いつつ、参加と協働によるまちづくりをより一層発展させていくことが必要となっています。

## 8 分権型社会の進展と自治体経営

地域のことは地域が責任を持って決めることができる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目的に、現在、国と地方の役割分担を見直して権限や財源を移譲する地方分権改革が進展しています。

地方自治体は、これまで以上に自らの判断と責任において地域の実情に合ったまちづくりを進めていく必要があります。

## 第2章 まちの将来像

### 第1節 まちづくりの基本理念

我が国の社会は、様々な意味で成熟し、人々の価値観が多様化しています。また、社会のグローバル化や地方分権の進展などにより、市民生活や地方自治体を取り巻く社会経済環境も、大きく変わりつつあります。

調布市は、これまでの半世紀余にわたるまちづくりを通じて、都心に近い交通至便な立地を生かし、様々な都市機能を備え、利便性が高く、かつ、水と緑といった自然環境と調和した暮らしやすいまちとして発展してきました。

また、恒久の平和や一人一人を尊重するという市民の思いを大切にするとともに、ユニバーサルデザイン、男女共同参画、地球規模での環境問題などの課題にも対応したまちづくりを実践してきました。

このような中で、これまでのまちづくりの成果を引き継ぎ、市民がいつまでも安心して住み続けたいと思うまち、活気とにぎわいのある人が集まる楽しいまち、そして、人と人とのふれあいや思いやりの心を大切にしながらほっとするぬくもりの感じられるまちをつくっていくとともに、それを次の世代につないでいきます。

そのため、「くらし」、「活力」、「つながり」の視点から、まちづくりの基本的な理念を次のとおり掲げます。

#### 1 個の尊重

まちづくりの基本は、だれもが一人の人間として尊厳が認められ、生涯にわたって自分らしくいきいきとしあわせを感じながら暮らしていける豊かな地域社会を実現することにあります。

調布市は、市民一人一人が、性別や年齢、障害の有無等に関係なく、互いを尊重し、支え合い、助け合いながら自己実現できるまちづくりを進めます。

#### 2 共生の実現

社会のグローバル化が進み、また、地球環境への関心が高まっている中、多様な個性や価値観を認め合い共存する社会の形成と、限りある地球や身近な自然等の環境にやさしいまちづくりへの取組が不可欠となっています。

調布市は、市民一人一人が国際社会や環境と調和しながら、相互の理解と交流を深める中で人権が尊重され平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。

#### 3 自治の確立

地方分権改革の進展に伴い、地域のことは地域で責任を持って、地域の特色を生かした活力のある地域社会をつくっていくことが求められています。

調布市は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨に基づき、市民一人一人が地域社会の一員としての自覚と責任を持ち、力を合わせて、自主・自立のまちづくりを進めます。



## 第2節 まちの将来像

これまでまちづくりの目標として掲げてきた「みんながつくる・笑顔輝くまち調布」を引き継ぎ、発展させていくため、これからも良好なコミュニティの形成を通じて、人と人との思いやりの心でつながり、ぬくもりを感じながらいきいきと安心して住み続けることができるまちを目指します。

また、このまちをふるさととして愛着と誇りを感じながら、地域の特色を生かした魅力と活力のあるまちを目指します。

このため、まちの将来像を「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」とし、みんなで力を合わせて、まちづくりを進めます。

## 第3節 目標年度

この基本構想は、平成25年度（西暦2013年度）を初年度とし、平成34年度（西暦2022年度）を目標年次とします。

## 第4節 人口規模

調布市の総人口は、良好な住環境や都心に近く交通至便という立地特性などから、今日まで増加し続けてきましたが、近年ではその伸びが鈍化しています。

この基本構想の計画期間では、調布市の人口は今後も微増していくことが見込まれることから、平成34年度（西暦2022年度）の人口は、おおむね23万人に及ぶものと想定し、まちづくりを進めるものとします。

## 第5節 まちづくりの基本目標

まちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け、次の八つの基本目標のもと、まちづくりを進めます。

### 1 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

一人一人が地域のつながりの中で、共に支え合いながら、地震などの大規模な自然災害や犯罪などの危険から身を守るとともに、安全に安心して住み続けられるまちを目指します。

### 2 次代を担う子どもたちを安心して育てるために

子どもを安心して産み、育てられる環境づくりとともに、次代を担うすべての子どもたちが、様々な人や自然、地域社会との関わりを通じて、確かな学力や心豊かな人間性をしっかりと身に付け、のびのびと健やかに成長できるまちを目指します。

### 3 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

だれもが住み慣れた地域の中で、いつまでも安心して、健康でいきいきと自分らしく暮らせるよう、必要な支援を受けることができ、みんなで支え合う、思いやりのあるやさしいまちを目指します。

### 4 身近な学びと交流のあるまちをつくるために

一人一人が生涯にわたり、生きがいを持って学び、身近にスポーツを楽しむことができ、笑顔と交流の輪が広がるまちを目指します。

### 5 地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために

だれもが、地域に根付き開かれたコミュニティの中でつながり、地域の一員として連帯感を持てるようなふれあいとぬくもりのあるまちを目指します。

### 6 地域資源を生かした活力あるまちをつくるために

調布の歴史、芸術・文化、産業など、地域資源を生かした活力とにぎわいのある豊かなまちを目指します。

### 7 快適でより便利なまちをつくるために

だれもが利便性の高い都市環境の中で、快適に暮らし、まちへの愛着を持ちながら住み続けたいと思えるようなほっとするまちを目指します。

### 8 環境にやさしく、自然と共生するために

市民一人一人が地球環境に配慮し、水や緑といった身近な自然を感じることができる、うるおいのあるまちを目指します。

## 第3章 分野別の将来像とまちづくりの基本方向

基本目標の達成に向けて、次のとおり具体的な施策分野の基本方向を明らかにし、計画的かつ総合的なまちづくりを推進します。

### 第1節 共に助け合い、安全・安心に暮らすために

#### 1 地域で共に助け合う、災害に強く犯罪のないまち

自然災害や火災、犯罪の危険から市民の尊い生命と大切な財産を守るため、自らの安全は自らが守る「自助」、地域で共に助け合う「共助」、公共が行う「公助」が連携して、だれもが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

防災体制の充実を図るとともに、災害に強い都市基盤の整備や建築物の耐震化を促進し、防災都市づくりを進めます。

また、犯罪の起こりにくい環境整備を進めるとともに、安全で安心な消費生活をおくることができるよう、関係機関と連携し、市民の意識啓発や相談体制の充実を図ります。

### 第2節 次代を担う子どもたちを安心して育てるために

#### 1 調布の自然の中で、子どもがのびのびと育つまち

子どもの安全を守り、健やかな成長を促す環境づくりを進めるとともに、豊かな調布の自然と地域の見守りの中で、子どもが元気にのびのびと育つまちづくりを進めます。

だれもが安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育て支援サービスの充実を図ります。また、すべての子どもが、身近な地域でいきいきと成長できるよう、支援体制の充実を図ります。

#### 2 子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力と豊かな人間性を育むまち

次代を担う子どもたちが、それぞれの個性を伸ばし、主体的に考え、生きる力を育むための機会や環境づくりを進めます。

学校や家庭、地域が互いの信頼のもとに連携し、子どもたちの成長を促すとともに、学力や体力、社会性や豊かな人間性を養うことができる学校づくりと、地域や自然、多世代との交流などの様々な経験ができる環境づくりを進めます。また、支援を必要とする子ども一人一人に応じた学びと成長を促す環境づくりを進めます。

#### 3 青少年が地域の中で、様々な体験や世代間交流を通じて成長できるまち

家庭や学校、地域、行政が一体となった取組により、青少年が、地域で世代を超えたつながりや交流を持てる機会を充実させ、遊びや体験を通じて、社会性や人間性を身に付け、次代を担う人材として健全に成長できるまちづくりを進めます。

### 第3節 だれもが安心して、いきいきと暮らすために

#### 1 互いに認め支え合い、安心して自分らしくいきいきと暮らせるまち

地域のつながりの中で、一人一人が孤立せず、互いを尊重し、理解を深め、支援を必要とする人を地域で支え合いながら、福祉、保健、医療、教育などが連携した総合的な地域福祉を推進し、だれもが健康で文化的に自立して暮らせるまちづくりを進めます。

だれもが安心していきいきとした生活をおくることができるよう、高齢者や障害児・者及びその家族に対する地域での見守りや福祉サービスの提供など、包括的な支援の充実や基盤整備に取り組みます。

#### 2 心身共に健康で、笑顔あふれる生活をおくることができるまち

だれもが生涯にわたって心身共に健康で、笑顔あふれる自分らしい生活をおくることができるまちづくりを進めます。

一人一人が自発的な健康づくり活動に取り組める環境づくりとともに、関係機関と連携し、病気の予防や早期発見ができ、安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。

### 第4節 身近な学びと交流のあるまちをつくるために

#### 1 出合いや交流の輪の中で、すべての世代が自分らしく学べるまち

生涯学習活動の場である文化会館たづくりや、公民館、図書館、郷土博物館などの社会教育施設の有効活用、大学などの学術・教育機関や自発的に学習活動を行っている市民団体等との連携、学習機会についての情報発信の強化などにより、市民の生涯にわたる学びを支援します。

また、学習活動を通じて、出合いと交流の輪を広げ、学んだ成果を地域に生かすなど、希望と生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めます。

#### 2 だれもが気軽にスポーツを楽しみ、元気になるまち

既存施設の有効活用や利用者の声を反映した施設整備を行うとともに、地域に根付いた活動を支援することにより、一人一人が年齢や体力等に応じて、身近な地域でスポーツ・レクリエーション活動ができる環境づくりを進めます。

また、調布ゆかりのチームや選手を、市を挙げて応援するとともに、連携を図りながら、市民がスポーツを楽しむことができるまちづくりを進めます。

## 第5節 地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために

### 1 地域のつながりや連帯感を大切に、だれもがぬくもりにふれあえるまち

一人一人が地域コミュニティの大切さを理解し、地域のだれもがコミュニティ活動に参加できるよう、地域に開かれた場づくりや顔が見えるネットワークづくりを促進し、地域のつながりや連帯感を持てる、ぬくもりとふれあいのある地域主体のまちづくりを進めます。

## 第6節 地域資源を生かした活力あるまちをつくるために

### 1 みんなが愛着と誇りを持てる、地域の特色がきらりと光るにぎわいのあるまち

豊かな市民生活を支え、まちの活力を高めるために、商店街の活性化や企業誘致、創業支援、都市農業の振興、人材を含めた地域資源の発掘・活用など、地域の特色を生かした活気とにぎわいのあるまちづくりを進めます。また、「これぞ調布」というまちの資源を磨き上げることにより、市民が地元で愛着を持ち、多くの方から訪れたいと思われるまちづくりを進めます。

### 2 調布らしい芸術・歴史文化が身近に感じられ、新たな世代に受け継がれていくまち

映画、演劇、音楽などの調布市独自の芸術・文化資源や各地域の歴史的資源を活用し、市民の愛着と誇りを醸成するとともに、未来を担う新たな世代に調布らしい芸術・歴史文化が伝承されるまちづくりを進めます。また、生活にくつろぎとうるおいをもたらすため、身近に芸術・文化にふれることのできる機会の提供や市民の芸術・文化活動の促進に取り組めます。

## 第7節 快適でより便利なまちをつくるために

### 1 多世代がいつまでも快適に暮らせる、くつろぎとふれあいに満ちたまち

子どもから高齢者まで、だれもが気軽に憩えるまちを目指すとともに、愛着と誇りを持てる活気と魅力あるまちづくりを進めることにより、いつまでもくつろぎとふれあいに満ちた空間の中で、快適に暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

また、良好な街並みや景観を維持・形成するため、各地区の特性や歴史的・文化的資源等を生かした魅力あるまちづくりを進めます。

さらに、京王線の地下化に合わせて、駅前広場などの都市基盤整備を進め、にぎわいとうるおいを兼ね備えた都市空間の創出を図ります。

### 2 だれもが便利で安全・安心に移動できる、良好な交通環境が整ったまち

地域の特性を踏まえつつ、幹線道路や生活道路の整備を進めることにより、道路ネットワークを形成します。また、歩行者と自転車利用者が安全で快適に通行できる空間の確保や、公共交通の充実、交通結節機能の向上、公共サインの整備など、だれもが便利で安全・安心に移動できる良好な交通環境が整ったまちづくりを進めます。

## 第8節 環境にやさしく、自然と共生するために

### 1 豊かな自然や身近な緑を大切に守り、育て、人と自然が共に生きるまち

調布を特徴付ける多摩川や野川などの水辺や崖線樹林地など、豊かでうるおいのある自然環境を将来世代に継承するため、身近な水と緑を大切に守り、育て、人と自然が共生するまちづくりに取り組みます。だれもが憩える身近な交流の拠点として、公園・緑地の整備を進めるとともに、良好な都市環境を創出するため、都市農地の保全・活用を図り、緑のネットワークの形成に取り組みます。

また、資源循環型社会を実現するため、ごみの減量や資源化をより一層進めます。さらに、市民、事業者及び行政が連携し、再生可能エネルギーの普及促進など、各主体の役割に応じた環境にやさしいまちづくりを進めます。

## 第4章 まちの将来像の実現に向けて

この基本構想に掲げるまちの将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向け、わたしたちのまちはわたしたちが主体的に責任を持ってつくるという自主・自立の考えのもと、まちづくりを進めていきます。そのため、まちづくりの実践に当たっては、次のことを基本的な姿勢とします。

### 第1節 市民が主役のまちづくり

まちづくりの主役は、市民です。個人や団体、地域、目的を問わず、まちづくりの多様な主体が互いを尊重し、支え合い、相互理解に基づく連帯の輪を広げながら、豊かな地域社会の実現を目指します。

#### 1 参加と協働のまちづくりの推進

市民と行政の適切な役割の分担や連携による参加と協働のまちづくりを一層推進します。

そのため、行政は、市民の様々なまちづくり活動に対し、主体性を発揮できるような支援や協力関係の構築など、積極的に役割を果たしていきます。

#### 2 情報共有化の推進

市民と行政の良好なコミュニケーションと信頼関係に基づくまちづくりを進めるため、市政経営に関する情報の共有化を推進し、行政の透明化を図ります。また、市民の主体的なまちづくりに関する情報についても、共有化を推進します。

### 第2節 市民のための市役所づくり

市は、市民に最も身近な基礎自治体です。市民のニーズの多様化や情報通信技術の高度化など、時代の変化に的確かつ柔軟に対応する市政経営を行えるよう、市民の視点に立った、市民のための市役所づくりを進めます。

#### 1 組織体制の整備

市民に分かりやすく、簡素で効率的な組織体制を整備します。また、新たな行政課題や組織の枠組みを超えた取組が必要な課題等に迅速かつ的確に対応し、施策の効果的な展開を図れるよう、部署間の連携を強化します。

#### 2 人材の確保と育成

職員一人一人が、市民に信頼され、また、市政の担い手として意欲を持って職務に取り組むことができるよう、採用、研修、自己啓発等を通じて、これからのまちづくりに必要な人材の確保と育成を図ります。

#### 3 近隣自治体等との連携・協力

市民の生活圏の拡大や広域的な行政課題の増加等に対応するため、共通する課題や目的に応じ、近隣の自治体や姉妹都市等との連携や交流を促進し、適切な市民サービスの提供や行政の効率化を進めます。

### 第3節 計画的な行政の推進

地方自治体を取り巻く環境は、厳しさを増しています。将来にわたり、安定的に市政経営を行い、市民サービスを提供していくためには、限られた経営資源を計画的かつ効果的・効率的に活用していく必要があります。そのため、計画・行財政改革・予算が一体となった市政経営を推進します。

#### 1 基本計画の策定・推進

この基本構想に基づく具体的な取組を進めるうえでの指針となる基本計画を策定し、総合的かつ計画的にまちづくりを進めます。また、社会の変化等に対しては、計画を見直すなどの柔軟な対応を図ります。

#### 2 健全な財政運営と行財政改革の推進

基本計画の策定・推進に当たっては、将来の世代に過大な負担を掛けることがないように、健全な財政を維持し、中長期的な財政の見通しを持ち、財政基盤の強化に努めるとともに、事業の調整等を行います。

また、社会の変化等に柔軟に対応し、質の高い市民サービスを継続的に提供するため、不断の行財政改革を推進します。

#### 3 公共施設の計画的な維持保全・更新

市が保有する公共施設の老朽化に対応し、長期にわたり安全に安心して利用できるよう、コストの最適化を図りながら、計画的な維持保全・更新に取り組みます。

#### 4 行政評価による行財政運営

まちづくりにおける個別の施策や事務事業については、その目的、優先性、成果、効率性などについて、行政評価により検証し、改善等を図ります。

また、評価の結果や事業等の見直しについては、市民の理解が得られるよう、分かりやすく示しながら取組を進めます。



# 調布市基本計画の修正方針

平成26年5月

調 布 市

## 調布市基本計画の修正方針

この方針は、調布市基本計画（平成25年度～平成30年度）を時点修正するため、基本的な事項を定めるものである。

### 1 計画の時点修正の必要性と背景

調布市では、「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」をまちの将来像に掲げた調布市基本構想（平成24年6月議決）に即して、その基本方針を具現化するための基本的な施策の体系や各施策における主要な事業の概要を一体的に示す調布市基本計画（平成25年度～平成30年度）を策定し、計画的なまちづくりを推進している。

調布市基本計画は、前期6年、後期4年を計画期間としているが、市長任期との連動性を考慮し、平成26年度に必要な見直しを行い、以後、4年間の計画期間でローリングすることとしている。

こうした考え方の下、現行の基本計画の基本的な枠組みを引き継ぎつつ、計画策定後の市政を取り巻く社会経済状況の変化や制度改正、各施策・事業の取組状況、新たな行政課題への対応を図るため、基本計画の時点修正を行う。

### 2 基本計画の時点修正の前提

#### (1) 人口

平成25年度に実施した将来人口推計を基本とする。ただし、実人口の今後の推移を踏まえ必要に応じて見直しを行うものとする。

#### (2) 土地利用

調布市都市計画マスタープラン（平成10年6月策定・平成19年1月一部改訂）、調布市地域別街づくり方針（平成22年3月策定）による将来都市構造や土地利用構想を踏まえることとする。ただし、平成26年度に改定を予定している調布市都市計画マスタープランの検討状況を踏まえ、整合性を確保するものとする。

#### (3) 財政

計画期間の財政フレームは、限られた財源の中、今後の市税収入の見通しや消費税率引上げの影響、基本計画事業の取組状況、新たな財政需要等を踏まえ、時点修正を行い、財政の健全性を維持していくものとする。

### 3 計画の期間・構成

#### (1) 計画の期間

平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間（図1参照）として、基本構想を具現化するための基本的な施策を体系的に示すとともに、各施策分野においては、主要な事業として、基本計画事業を一体的に示すものとして策定する。

【図1 計画期間のイメージ】

年度	平成 (西暦)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)
基本構想	調布市基本構想（平成24年6月19日議決・策定）										
基本計画	前期基本計画（施策・行革プラン）						後期基本計画				
				修正基本計画							
市長任期											

#### (2) 計画の構成

現行の基本計画の5編（総論・重点プロジェクト・分野別計画・行革プラン・地域別計画）を基本とする構成とし、各章の内容は、各施策・事業の取組状況や各施策を取り巻く環境の変化、新たな課題への対応等を踏まえ、適宜見直しを行う。

#### (3) 主な時点修正の範囲と考え方

各項目において、限られた経営資源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるという考えの下、市政を取り巻く環境の変化や新たな行政課題を踏まえ、以下のとおり時点修正を行う。

##### ア 総論

計画策定後の市政を取り巻く環境の変化や新たな行政課題など、計画の修正に当たっての主な視点を整理する。

##### イ 分野別計画・重点プロジェクト

施策体系は、基本構想に示した8つの基本目標に沿った31施策を基本とし、各施策に位置付ける基本的取組や基本計画事業は、財政フレームとの整合性を確保する中で、各取組の状況や新たな課題への対応等に応じた時点修正を行う。

重点プロジェクトは、今後の調布市のまちづくりを展望し、現行の4つの視点をベースに、直近の市民ニーズや新たな課題への対応等を踏まえ、必要な見直しを行う。

まちづくり指標は、社会状況や事業の達成状況等を勘案し、必要に応じた指標の見直しや目標値の時点修正を行う。

##### ウ 行革プラン

市政経営の2つの基本的な考え方である「参加と協働のまちづくり」と「持続可能な市政経営」を踏まえ、基本構想に掲げた3つの基本的な姿勢を柱とした4つの方針とそれらに連なる個別プランによる構成とし、各プランの取組状況や社会状況等を踏まえた時点修正を行う。

## 4 基本計画の時点修正における検討体制

### (1) 検討体制

行政経営会議をはじめとする現行の体制の下，各部との意見交換等による議論を実施するとともに，総合計画策定推進委員\*からの助言をいただきながら計画の修正に取り組む。

### (2) 行政評価

PDCA マネジメントサイクルの活用により，行政評価・行革プラン進行管理と連動した施策・事業の見直しを行う。

### (3) 市民参加

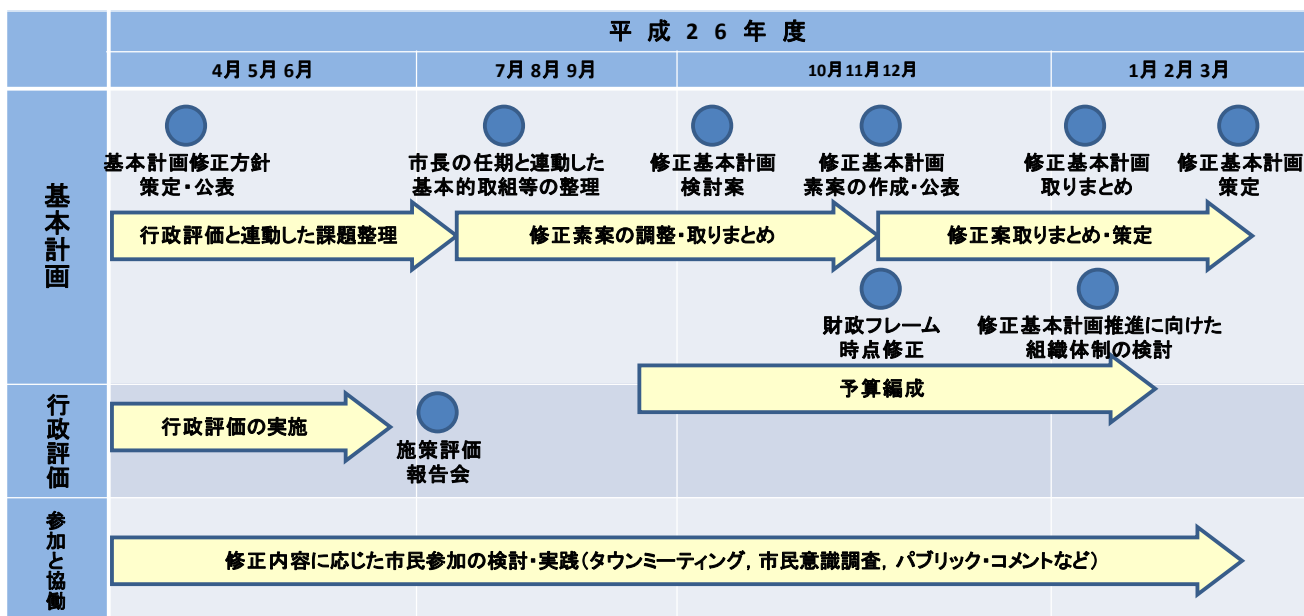
修正の内容に応じて，タウンミーティングやパブリック・コメント手続，市民意識調査など，適切な市民参加手法を実践する。

### (4) 個別計画との整合

既存あるいは策定中の個別計画の基本的な方向や主な取組内容や，国・東京都等が策定した市域を包含する広域的な計画と，基本計画の整合性を確保しながら，施策・事業の整理を行う。

※ 調布市総合計画策定推進委員  
基本構想・基本計画等の策定・推進に関して助言を受けるために設置する専門委員（定員10人以内に対し，平成26年4月現在で7人に委嘱）

## 5 基本計画の時点修正のスケジュール（イメージ）



※現在の想定ですので，今後変更となることがあります。